

事務連絡
平成29年1月5日

保険医療機関
保険薬局
訪問看護ステーション } 各位

社会保険診療報酬支払基金神奈川支部

横浜市・川崎市における小児医療助成事業（一部負担
金あり）の請求方法等について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成29年4月診療分（5月提出分）から、横浜市及び川崎市が実施する小児医療費
助成事業（公費負担者番号「8114〇〇〇〇」）の助成対象が拡大され、それに伴い、
一部負担金が発生することとなりました。

つきましては、レセプトの記入方法や請求方法等を「神奈川県医療費助成事業に係る
計算事例（横浜市・川崎市 負担金発生事例）」としてまとめましたので、請求事務に
係る諸準備をお願いいたします。

なお、社会保険診療報酬支払基金のホームページ（http://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/chitan/jutaku/14_kanagawa.html）にも掲載をし、内容については、必要に応じて随時
更新します。

本件に関するお問合せ先
社会保険診療報酬支払基金神奈川支部
審査企画部事業管理課
TEL 045-661-1021（代表）
045-661-1028（ダイヤルイン）
内線 1214・1215・1217

神奈川県医療費助成事業に係る
計算事例

(横浜市・川崎市 負担金発生事例)

平成29年5月
(平成29年4月診療分)

社会保険診療報酬支払基金神奈川支部
神奈川県国民健康保険団体連合会

◎ 留意事項

- (1) 「請求計算事例」につきましては、社会保険診療報酬支払基金神奈川支部及び神奈川県国民健康保険団体連合会が合同で作成しています。

被用者保険（社会保険）分、国民健康保険分に係る医療費助成事業の請求時に参考として下さい。

なお、国保分請求時には、レセプトの「保険種別1欄」は、『1 国』となります。

- (2) 「請求計算事例」に関するお問合せ先は以下のとおりです。

- ・ 社会保険診療報酬支払基金神奈川支部

⇒審査企画部事業管理課 TEL 045 (661) 1021 (代)

- ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会

⇒情報管理部システム管理課 TEL 045 (329) 3442 (直通)

目 次

診療報酬明細書等の請求計算事例

ページ

【事例1】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担・外来）	1
【事例2】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担・外来） （1回500円に達しない場合）	2
【事例3】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担・外来） （1回500円に達する日、達しない日が混在する場合）	3
【事例4】 医保と（52）小児慢性と（81）小児医療の3者併用 （家族3割負担・外来）（（52）小児慢性に患者負担あり（同点数））	4
【事例5】 医保と（52）小児慢性と（81）小児医療の3者併用 （家族3割負担・外来）（（52）小児慢性に患者負担あり（異点数））	5
【事例6（歯科）】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担・外来）	6
【事例7（調剤）】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担）	7
【事例8（訪問）】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担）	8
【事例9】 医保と（81）小児医療と（88）小児ぜん息患者医療の3者併用（※） （家族3割負担・外来）（同点数）	9
【事例10】 医保と（81）小児医療と（88）小児ぜん息患者医療の3者併用（※） （家族3割負担・外来）（異点数）	10

※ 事例9、10は川崎市内の医療機関が対象です。

【事例 1】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担・外来)

診療報酬明細書		平成29年 4月分 県番 14 医コ		999,999.9		1 医科	1 社	2 2 併	6 家外
—		—		保険	〇〇 〇〇	〇〇〇	〇		
公費①	81 14 負担あり	公受①	〇〇〇〇〇〇 〇	記号・番号					
公費②		公受②							
氏名				特記事項	保険医療機関の所在地及び名称 負担ありは横浜市(450、460番台)川崎市(550.0)です。				
職務上の事由									
傷病名	(1) (2)			診療開始日	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日	診療実日数	保	1 日	
						①	1 日		
						②	日		

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	通院 1回につき500円が、患者負担となります。			
	公①	1,000		500				
	公②				※高額 円	※公 点	※公 点	

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$7,000円 = 10,000(総医療費) \times 0.7$$

(81) 小児医療

$$2,500円 = 10,000(総医療費) \times 0.3 - 500(81患者負担)$$

患者

500円

【事例 2】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担・外来) (1回500円に達しない場合)

診療報酬明細書		平成29年 4月分 県番 14 医コ		999,999.9	1 医科	1 社	2 2 併	6 家外
—		—		保険	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇
公費①	81 14 負担あり	公受①	〇〇〇〇〇〇 〇	記号・番号				
公費②		公受②						
氏名				特記事項	保険医療機関の所在地及び名称 負担ありは横浜市(450、460番台)川崎市(550.0)です。			
職務上の事由								
傷病名	(1) (2)			診療開始日	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日	診療実日数	保	1 日
						①	1 日	
						②		

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	「通院 1回につき500円」ですが点数の3割相当額が500円未満のため372円が患者負担となります。		
		124					
	公①	124		372			
	公②					※高額 円	※公点

※負担金額については1円単位の記載となります。

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$868円 = 1,240(総医療費) \times 0.7$$

(81) 小児医療

$$0円 = 1,240(総医療費) \times 0.3 - 372(81患者負担)$$

患者

372円

【事例 3】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担・外来) (1回500円に達する日、達しない日が混在する場合)

診療報酬明細書		平成29年 4月分 県番 14 医コ		999,999.9		1 医科	1 社	2 2 併	6 家外
—		—		保険	〇〇 〇〇	〇〇〇		〇	
公費①	81 14 負担あり	公受①	〇〇〇〇〇〇 〇	記号・番号					
公費②		公受②							

氏名			特記事項
職務上の事由			
傷病名	(1)	1日目 再診(72点) 処方せん料(68点)のみ 合計 140点	
	(2)	2日目 合計 1,000点	
		2日間の合計 1,140点の場合	

保険医療機関
の所在地及び
名称

負担ありは横浜市(450、460番台)
川崎市(550.0)です。

診療開始日	(1) 年 月 日	診療実日数	保	2	日
	(2) 年 月 日		①	2	日
			②		日

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円
		1,140		
	公①	1,140		920
	公②			

「通院 1回につき500円」ですが1日目は点数の3割相当額の420円、2日目は500円、合計920円が患者負担となります。

1日目
140点 「1,400×0.3=420円」
2日目
1,000点 「10,000×0.3=3,000円→500円」
合計
420+500=920円

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

7,980円 = 11,400(総医療費)×0.7

(81) 小児医療

2,500円 = 11,400(総医療費)×0.3-920(81患者負担)

患者

920円 = 420+500

【事例 4】

医保と(52)小児慢性と(81)小児医療の3者併用(家族3割負担・外来) (同点数)

※(52)小児慢性の限度額が5,000の場合

診療報酬明細書		平成29年 4月分 県番 14 医コ		999,999.9	1 医科	1 社	3 3 併	6 家外
一		一		保険	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇
公費①	52 〇〇 〇〇〇 〇	公受①	〇〇〇〇〇〇 〇	記号・番号				
公費②	81 14 負担あり	公受②	〇〇〇〇〇〇 〇					
氏名	特記事項			保険医療機関の所在地及び名称 負担ありは横浜市(450、460番台)川崎市(550.0)です。				
職務上の事由	28区ウ							
傷病名	(1) (2)	診療開始日	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日	診療実日数	保	1 日		
				①	1 日			
				②	1 日			

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	通院 1回で小児慢性の負担金が5,000円のため、500円が患者負担となります。		
	公①	4,500		5,000			
	公②	4,500		500	※高額 円	※公 点	※公 点

※実日数2日以上の場合

1日目で小児慢性の負担金額 5,000円に達した場合は 500円
 2日目で小児慢性の負担金額 5,000円に達した場合は 1,000円
 3日目で小児慢性の負担金額 5,000円に達した場合は 1,500円

...となります。

(※小児慢性の負担金額が500円に達する場合は500円、達しない場合はその金額となります。)

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

31,500円 = 45,000(総医療費) × 0.7

(52)小児慢性

8,500円 = 45,000(公①52) × 0.3 - 5,000(52患者負担)

(81)小児医療

4,500円 = 5,000(52患者負担) - 500(81患者負担)

患者

500円

【事例 5】

医保と(52)小児慢性と(81)小児医療の3者併用(家族3割負担・外来) (異点数)

※(52)小児慢性の限度額が5,000の場合

診療報酬明細書		平成29年 4月分 県番 14 医コ		999,999.9	1 医科	1 社	3 3 併	6 家外
一		一		保険	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇
公費①	52 〇〇 〇〇〇 〇	公受①	〇〇〇〇〇〇 〇	記号・番号				
公費②	81 14 負担あり	公受②	〇〇〇〇〇〇 〇					
氏名				特記事項	保険医療機関の所在地及び			
職務上				28区ウ	負担ありは横浜市(450、460番台)川崎市(550.0)です。			
傷病名	1日目 医保と小児慢性と小児医療の診療 2,500点 → 500円 2日目 医保と小児医療のみの診療 2,000点 → 500円 2日間の合計 4,500点で一部負担金が1,000円の場合			月 日	診療実日数	保	2 日	
				月 日		①	1 日	
						②	2 日	
療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	通院 2回分の1,000円が患者負担となります。			
	公①	4,500		5,000				
	公②	2,500		1,000				
		4,500			※高額 円	※公 点	※公 点	

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$31,500円 = 45,000(総医療費) \times 0.7$$

(52)小児慢性

$$2,500円 = 25,000(公①52) \times 0.3 - 5,000(52患者負担)$$

(81)小児医療

$$10,000円 = (45,000(総医療費) - 25,000(公①52)) \times 0.3 + 5,000(52患者負担) - 1,000(81患者負担)$$

患者

$$1,000円 = 500 \times 2回分$$

【事例6（歯科）】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担・外来)

診療報酬明細書

(歯科)

平成29年 4月分

都道府
県番号

14

医療機関コード

999,999.9

3 歯 科	1 社・国 2 公費	3 後期 4 退職	1 単独 2 併 3 併	2 本外 4 六外 6 家外	8 高外一 0 高外7
-------------	---------------	--------------	--------------------	----------------------	----------------

公費負担者番号	81	14	負担あり	公費負担医療の受給者番号	〇〇〇	〇〇〇	〇
---------	----	----	------	--------------	-----	-----	---

保険者 番 号	○	○	○	○	○	○	○	給付 割合	10	9	8
									7	()	
被保険者証・被保険者 手帳等の記号・番号											

氏名	特記事項			届出
職務上の事由	1 職務上	2 下船後3月以内	3 通勤災害	補管・歯検診・外来 GTR・医管・在歯管 う蝕無痛・特選・手術歯根 歯技工・明細・特イ術

負担ありは横浜市(450,460番台)
川崎市(550.0)です。

傷病名部位	診療開始日	年	月	日
	診療日数	1日(1日)		
	転帰	治癒	死亡	中止

摘要	通院 1回につき500円が、患者負担となります。	公費分 点数	請求 決定	1,000	点	合 計	1,000	点
		患者負担額 (公費)	※	500	円	決 定	※	点
		高額療養費	※		円	一部負担 金 額	減額 割(円) 免除・支払猶予	円

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$7,000円 = 10,000(総医療費) \times 0.7$$

(81)小児医療

$$2,500円 = 10,000(総医療費) \times 0.3 - 500(81患者負担)$$

患者

500円

【事例 7（調剤）】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担)

調剤報酬明細書

平成29年 4月分

県番：14 薬コ：999,999.9

		4調剤		1社		22併		6家外	
一				一					
公費①		81 14 負担あり		公受①		○○○○○○○ ○			
公費②									
氏名				特記事項					
職務上の事由									
医療機関		○○市○○区○○1丁目 ○○○○医院 県番 14 点数表 1 医コ ○○○○○○○○		保険医氏名		1 ○○○○ 2 3 4 5		6 7 8 9 10	
								受付回数	
								保 1 回	
								① 1 回	
								② 回	

保険薬局の所在地及び名称

負担ありは横浜市(450,460番台)川崎市(550.0)です。

摘要					※高額療養費		円
					※公費負担金額①		点
					※公費負担金額②		点
保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	基本料 点	時間外 点	薬学管理料	
①	1,000					調剤については負担金徴収対象外のため発生しません。	
②							

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

7,000円 = 10,000(総医療費) × 0.7

(81)小児医療

3,000円 = 10,000(総医療費) × 0.3

患者

0円

【事例 8（訪問）】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担)

訪問看護療養費明細書		平成29年 4月分		都道府県番号 14	訪問看護ステーションコード 999.999.9	<table border="1"> <tr> <td>6 訪問</td> <td>1 社・国 2 公費</td> <td>3 後 4 退</td> <td>5 別 3 退</td> <td>1 単 2 独 3 併</td> <td>2 本 4 人 6 家 族</td> <td>8 高 0 齢 7</td> </tr> </table>								6 訪問	1 社・国 2 公費	3 後 4 退	5 別 3 退	1 単 2 独 3 併	2 本 4 人 6 家 族	8 高 0 齢 7											
6 訪問	1 社・国 2 公費	3 後 4 退	5 別 3 退	1 単 2 独 3 併	2 本 4 人 6 家 族	8 高 0 齢 7																									
<table border="1"> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公費①</td> <td>81 14 負担あり</td> <td>公受①</td> <td>○○○○○○○ ○</td> </tr> <tr> <td>公費②</td> <td></td> <td>公受②</td> <td></td> </tr> </table>				—		—		公費①	81 14 負担あり	公受①	○○○○○○○ ○	公費②		公受②		<table border="1"> <tr> <td>保険</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td>○○○</td> <td>○</td> <td>給 付 10 9 8 7 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="6">記号・番号</td> </tr> </table>				保険	○○	○○	○○○	○	給 付 10 9 8 7 ()	記号・番号					
—		—																													
公費①	81 14 負担あり	公受①	○○○○○○○ ○																												
公費②		公受②																													
保険	○○	○○	○○○	○	給 付 10 9 8 7 ()																										
記号・番号																															
氏名		特記事項		訪問看護ステーションの住所及び名称 負担ありは横浜市(450、460番台)川崎市(550.0)です。																											
訪問した住所																															
職務上の事由																															
心身の状態				訪問開始年月日				実 日 数 保 3 日 ① 3 日 ② 日																							
				訪問終了年月日時刻																											
				訪問終了の状況																											
合 計	保険	請求 円	※決定 円	負担金額 円	※高額療養費																										
		50,000																													
	①	50,000 円※		円	円	※公費負担金 円	備考																								
	②			円	円	1回につき500円で3回の訪問があるため、1,500円が患者負担となります。																									

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$35,000円 = 50,000(総医療費) \times 0.7$$

(81)小児医療

$$13,500円 = 50,000(総医療費) \times 0.3 - 1,500(81患者負担)$$

患者

$$1,500円 = 500 \times 3回分$$

【事例 9】

医保と川崎市(81)小児医療と川崎市(88)小児ぜん息患者医療の3者併用(家族3割負担・外来) (同点数)

診療報酬明細書	平成29年 4月分	県番 14	医コ	999.999.9	1 医科	1 社	3-3 併	6 家外
公費①	81	14	550	0	公受①	○○○○○○○		
公費②	88	14	500	8	公受②	○○○○○○○		

保険	○○	○○	○○○	○
記号・番号	「2 2併」で請求してください。			

氏名			
職務上の事由			
傷病名	(1)	(2)	

川崎市(81.14.550.0)は負担金が発生する公費負担番号です。
総点数と(88)小児ぜん息の請求点数が同点数の場合は、
医保と(88)小児ぜん息の2者で請求してください。

(81)小児医療への請求がないためレセプトの記載は不要です。
(88)小児ぜん息を公費①に記載してください。

診療実日数	保	1	日
①	1	日	
②	1	日	

医保と(88)小児ぜん息が同点数の場合は
負担金徴収のない(88)小児ぜん息が優先となります。

療養の給付	保険	請求点	※決	
	公①	1,000		
	公②	1,000		
	公③	500		
	公④			
	公⑤			
	公⑥			
	公⑦			
	公⑧			
	公⑨			
	公⑩			
	公⑪			
	公⑫			
	公⑬			
	公⑭			
	公⑮			
	公⑯			
	公⑰			
	公⑱			
	公⑲			
	公⑳			
	公㉑			
	公㉒			
	公㉓			
	公㉔			
	公㉕			
	公㉖			
	公㉗			
	公㉘			
	公㉙			
	公㉚			
	公㉛			
	公㉜			
	公㉝			
	公㉞			
	公㉟			
	公㊱			
	公㊲			
	公㊳			
	公㊴			
	公㊵			
	公㊶			
	公㊷			
	公㊸			
	公㊹			
	公㊺			
	公㊻			
	公㊼			
	公㊽			
	公㊾			
	公㊿			

【療養の給付の請求(負担)金額】 ○療養の給付

医療保険

$$7,000円 = 10,000(総医療費) \times 0.7$$

(88)小児ぜん息患者医療

$$3,000円 = 10,000(総医療費) \times 0.3$$

患者

0円

【事例 10】

医保と川崎市(81)小児医療と川崎市(88)小児ぜん息患者医療の3者併用(家族3割負担・外来) (異点数)

診療報酬明細書		平成29年 4月分 県番 14 医コ		999.999.9		1 医科	1 社	3 3 併	6 家外
—		—		保険	〇〇 〇〇 〇〇〇	〇			
公費①	81 14 550 0	公受①	〇〇〇〇〇〇 〇	記号・番号					
公費②	88 14 500 8	公受②	〇〇〇〇〇〇 〇						

氏名		特記事項	保険医療機関の所在地及び名称 川崎市(81.14550.0)は負担金が発生する公費負担番号です。 (88)小児ぜん息以外の請求がある場合は、医保と(81)小児医療と(88)小児ぜん息の3者で請求してください。
職務上の事由			

傷病名	(1)	診療開始日	(1) 年 月 日	診療実日数	保	1 日
	(2)		(2) 年 月 日		①	1 日
					②	1 日

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	※高額 円	※公点	※公点
		1,000					
	公①	600		500			
	公②	400					

(88)小児ぜん息は(81)小児医療の負担金を助成しません。
患者負担額となります。

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$7,000円 = 10,000(総医療費) \times 0.7$$

(81)小児医療

$$1,300円 = 6,000(公①81) \times 0.3 - 500(81患者負担)$$

(88)小児ぜん息患者医療

$$1,200円 = 4,000(公②88) \times 0.3$$

患者

500円

一部負担金ありの医療証の提示がある場合のQ & A

(横浜市・川崎市)

1 一部負担金について

Q1 保険診療の一部負担金額が小児医療の自己負担上限額（通院1回500円）に満たない場合は、窓口で徴収する金額はどのようにになりますか。

A1 一部負担金額を徴収してください。例えば、保険診療の一部負担金が480円の場合、480円を窓口で徴収してください。

また、窓口で徴収する金額は、10円未満を四捨五入して徴収しますが、レセプトには1円単位で記載してください。

Q2 1日のうち同一の保険医療機関に2回受診（電話再診含む。）した場合、小児医療の一部負担金はどのようにになりますか。（同日再診）

A2 小児医療の一部負担金は1回ごとに500円まで徴収しますので、2回分を徴収してください。

Q3 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合（電話再診）はどのようにになりますか。

A3 電話再診の場合も、小児医療の一部負担金を徴収してください。

Q4 診療の際検査の必要を認めたが、一旦帰宅し、後日検査を受けにきた場合はどのようにになりますか。

A4 後日検査を受けに来た際にも小児医療の一部負担金を徴収してください。

Q5 同一日に医師の診療を行わないで、傷病手当金意見書交付料等を算定する場合は、小児医療の一部負担金はどのようにになりますか。

A5 同一日に医師の診察が行われない場合であっても、小児医療の一部負担金を徴収してください。

Q6 歯冠修復物未装着や細菌薬剤感受性検査を算定する場合は、小児医療の一部負担金はどのようになりますか。(未来院請求)		
---	--	--

A6 未来院請求でも、小児医療の一部負担金を徴収してください。

Q7 訪問看護の徴収はどのようになりますか。		
------------------------	--	--

A7 訪問看護療養費は、1回の訪問につき500円まで徴収します。したがって、1日に2回訪問する場合は、2回分を徴収してください。

Q8 柔道整復師の施術、鍼灸・あんま・マッサージ師の施術の徴収はどのようになりますか。		
---	--	--

A8 各療養費は、1回の施術につき500円まで徴収します。したがって、1日に2回施術する場合は、2回分を徴収してください。

また、1回の施術が500円を超えない場合は小児医療での助成がありません。

Q9 総合病院等で複数科受診した場合、小児医療の一部負担金はどのようになりますか。		
---	--	--

A9 総合病院等で複数科受診した場合は、一医療機関とみなし、小児医療の一部負担金は1回分を徴収します。ただし、歯科は別になります。

Q10 1日のうち複数の保険医療機関に受診した場合、小児医療の一部負担金はどのようになりますか。		
--	--	--

A10 保険医療機関ごとに小児医療の一部負担金を徴収します。ただし、調剤薬局では無料となります。

Q11 国公費負担制度がある場合、小児医療費の一部負担金はどのようになりますか。		
--	--	--

A11 小児医療は、他の公費負担制度を優先させることから、他の公費負担制度助成額の自己負担額を対象とします。したがって、他の公費負担制度において窓口負担のある場合においては、その窓口負担を小児医療の対象とし、500円を超えた額を小児医療で助成します。

Q12	川崎市小児ぜん息の医療証がある場合、どのように請求するのでしょうか。	【川崎市のみ】
-----	------------------------------------	---------

A12 小児ぜん息と小児医療の両方の医療証の提示があった場合は、同点数（全点が小児ぜん息対象）の場合は、医療保険と小児ぜん息の2者併用で請求し、異点数（一部が小児ぜん息対象外）の場合は、それぞれ分点して医療保険と小児医療、小児ぜん息の3者併用で請求してください。

患者の窓口負担は、1回の受診における小児ぜん息対象外の保険診療の一部負担金が500円を超える場合は、500円を、500円を超えない場合はその額を徴収してください。

また、窓口で徴収する金額は、10円未満を四捨五入して徴収しますが、レセプトには1円単位で記載してください。

2 医療証の資格について

Q1	横浜・川崎市の小児医療費助成事業では、所得制限を設けているが、具体的にどういうことを意味するのですか。
----	---

A1 保護者の所得が一定の額以上のときは、小児医療費助成事業の対象とならず、医療証も発行されません。

なお、所得制限の判定は、医療証を発行する際に行いますので、医療機関の窓口では、医療証の提示があった場合のみ現物給付の取扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

Q2	医療証の有効期間はどのように設定されていますか。
----	--------------------------

A2 医療証の有効期間は、お子様によって異なりますので、必ず医療証の有効期間の記載をご確認いただくようお願いします。

3 小児医療の診療報酬明細書の請求について

Q1	小児医療の請求はどこに、どのように行うのですか。
----	--------------------------

A1 小児医療の請求は、加入している保険が国民健康保険の場合は、神奈川県国民健康保険団体連合会へ、被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金神奈川支部へ、医療保険と小児医療の併用レセプトにより行っていただきます。

ただし、被用者保険と小児医療の併用に係る柔道整復施術療養費の小児医療部分については、福祉医療（医保分）として、神奈川県国民健康保険団体連合会へ請求してください。

Q & Aに関するお問合せ先

横浜市健康福祉局生活福祉部医療援助課
TEL 045-671-4114

川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課
TEL 044-200-2695